

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業補助金交付等要綱に係る運用について
(飼料生産組織の運営強化支援のうち飼料生産組織による安定的な国産飼料供給支援)

令和8年4月23日付け8日草種協第47号
一般社団法人日本草地畜産種子協会会長通知

一般社団法人日本草地畜産種子協会会長（以下「会長」という。）は、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領（一部改正 令和8年1月13日付け7畜産第2290号農林水産省畜産局通知。以下「要領」という。）別紙1-3第1の飼料生産組織が、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業補助金交付等要綱（一部改正 令和8年1月15日付け7畜産第2226号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づいて行う、畜産農家等と5年以上の長期契約を結び、飼料の生産・販売、作業受託、稲わらの収集（以下「飼料生産等」という。）の規模を拡大する取組に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）及び交付等要綱に定めるもののほか、この運用に定めるところによる。

第1 交付の対象及び補助率

交付等要綱別表のとおり。

第2 事業参加手続

- 1 飼料生産組織は、事業参加を希望するときは、会長から補助金事務の委託を受けた農業畜産関係団体又は地方公共団体（以下「事務委託団体」という。）を通じて、別記様式第1号による事業参加申込書を会長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、飼料生産組織の補助金業務を支援する団体を經由すること等について会長が適当と認めた場合は、この限りではない。
- 2 1の提出に当たっては、長期供給契約書又は長期作業受託契約書（以下「長期契約書」という。）に係る農地等について、農業経営基盤強化法に基づく地域計画への位置づけに資するため、飼料生産組織は、事業参加申込書、長期契約書の写し及び飼料作物収穫延べ面積を確認できる公的機関等の書類（以下「確認等書類」という。）を揃えて市町村の担当者に説明・共有するものとする。

第3 補助金の割当内示

会長は、第2の規定に基づき事業参加申込書を提出した飼料生産組織に対して事務委託団体を通じる等により、国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業補助金（以下、補助金という。）の割当内示を行うものとする。

第4 交付申請手続

飼料生産組織は、第3の規定に基づく補助金の割当内示を踏まえ、別記様式第2号による補助金交付申請書を作成し、会長に提出しなければならない。なお、この手続きは第2の1に準じるものとする。

第5 交付決定の通知

会長は、第4の規定に基づき提出があった補助金交付申請書の内容を審査の上、適当と認められる場合は、補助金の交付決定を行い、飼料生産組織が補助金交付申請書を提出した事務委託団体を通じる等により、補助金の交付決定に係る通知書を送付するものとする。

第6 計画変更、中止又は廃止の承認

飼料生産組織は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号の変更等承認申請書を事務委託団体を通じる等により会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 1 補助事業（本補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

第7 実績報告書の提出

交付等要綱第18の実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、事務委託団体を通じる等により令和8年11月30日までに提出しなければならない。ただし、飼料の生産・受託・稲わらの収集等を令和8年11月に予定している場合はその旨を会長に報告するとともに、12月18日までに提出するものとする。また、これに伴い飼料分析が遅れる場合は令和9年1月末までに当該分析結果を提出できるものとする。

第8 補助金の額の確定

会長は、第7の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事務委託団体を通じる等により、飼料生産組織に通知する。

第9 交付決定の取消等

- 1 会長は、第6の規定により事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
 - (1) 飼料生産組織が、法令、本運用又は法令若しくは本運用に基づく処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 飼料生産組織が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 会長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 会長は、1の(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第10 補助金に係る経理

交付規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。

附則 この運用は、令和8年4月23日から施行する。